

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

私立学校（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、おのこの建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、公教育の発展に大きく寄与している。

少子高齢化が進行する中で、持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子供たちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身につけさせる必要がある。

学校のICT化をはじめ、学校施設の耐震化及びコロナ禍における空調・換気設備の整備を進め、有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成のさらなる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となるICT等の教育環境の整備への国公私立を問わない支援が喫緊の課題である。

また、今年度から本格実施された授業目的公衆送信補償金制度は、子供たちが安心して資料等を自由に活用するためにも、私立学校が補償金額を確実に受領できる支援措置が望まれる。

さらに、授業料支援においても、幼稚園から大学に至る授業料の公的支援制度が実施される中で、私立小中学校における経済的支援の実証事業が今年度で終了することから、制度の恒久化が強く求められる。

教育は国の将来の発展に重要な役割を果たすことから、公教育の一翼を担う私立学校に対しても国の全面的な財政支援が必要である。

よって、国においては、私学教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、一層の充実を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長